

令和7年度 静岡市 食品衛生監視指導計画の概要

1 基本方針

この計画は、監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するための「行動計画」です。静岡市では、食の安全性確保のために「6つの方針」を掲げています。

I リスクコミュニケーションの推進

食品等事業者、消費者、行政の「情報・意見交換」を積極的に推進します。

VI 人材の育成

専門知識を有する行政職員の育成、食品衛生責任者等の養成を推進します。

II 自主的な衛生管理の推進

「HACCPに沿った衛生管理」に関して、積極的に助言・指導を実施します。

6つの方針

V 危機管理体制の確保

事案発生時における被害拡大防止、再発防止に努めます。

III 監視指導の実施体制の確保

庁内関係課、国や近隣自治体との連携体制の確保を図ります。

IV 監視指導の実施

立入検査計画及び収去検査計画を定め着実に遂行します。

2 重点監視指導に関する事項

① 自主衛生管理の推進

監視指導にあたり、食品等事業者に対して「HACCPに沿った衛生管理（衛生管理計画の作成及び記録保存の実施）」に関する助言・指導を重点的に行います。

② 食中毒対策

食中毒防止の観点から、以下に掲げる施設を重点的に巡回指導します。

ア 大規模調理施設、集団給食施設等 イ デパート等の大規模販売店、大型ホテル

③ イベント等に対する監視指導

飲食店が出店するイベント開催に際しては、事前相談の受付や講習会の実施、当日の巡回等を通して食中毒防止に努めます。

④ 流通拠点に対する監視指導

静岡市中央卸売市場や大規模販売店など、食品等が集中する流通拠点では、保存温度や陳列販売方法など、食品等の取扱いについて監視指導します。

⑤ 食品表示

食品関連事業者に対し、消費期限又は賞味期限表示、食品添加物表示、アレルゲン表示等の衛生事項に関する表示指導を、検査を取り入れながら重点的に実施します。

3 適用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

問合せ先

静岡市保健所

食品衛生課
保健所清水支所

静岡市葵区城東町24-1
静岡市清水区旭町6-8

電話 054-249-3162
電話 054-354-2214

FAX 054-209-0541
FAX 054-353-4850